

港湾調査について

平成29年6月29日
国土交通省総合政策局
交通経済統計調査室

港湾調査の概要

調査目的

港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資すること。

調査対象

港湾法(昭和25年法律第218号)に基づく国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾の中から、港湾調査規則(昭和26年運輸省令第13号)において甲種港湾又は乙種港湾に規定する港湾。

調査事項

入港船舶、船舶乗降人員及び海上出入貨物(トン数)、コンテナ個数等に関連する事項。

調査時期

甲種港湾 161港については、毎月末日をもってその月間の調査を実施。

乙種港湾 533港については、毎年12月末日をもってその年間の調査を実施。

港湾調査の「今後の課題」に関する状況①

平成26年7月14日付け諮問第67号の答申における「今後の課題」に関する状況は以下のとおり。

(1) オンライン調査推進に向けた調査業務の定型化(ルーチン化)について

① 事業者名簿のデータベース化

調査対象港湾699港を対象にデータベース化について、アンケート調査を実施。

【現状】平成28年度時点で事業者名簿のデータベースを作成している港湾は、全体で71.7%(699港中501港)、うち甲種港湾83.1%(166港中138港)、うち乙種港湾68.1%(533港中363港)。その他の港湾については、今後も対応できる見込みはないとの回答。その主な要因は以下のとおり。

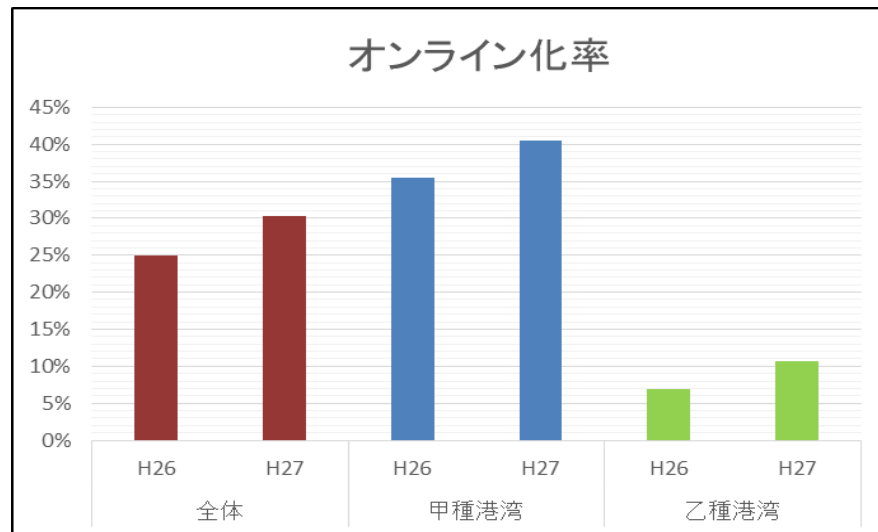
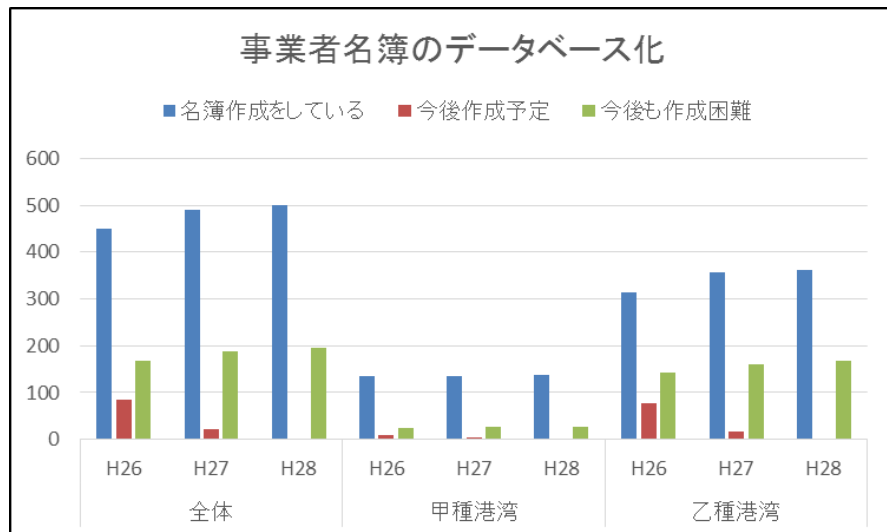
【要因】特に小規模の港湾において、報告義務者が少数であるため、事業者名簿のデータベース化の必要がないこと。
 ※小規模港湾(乙種港湾)においては、報告が年1回であり、乙種港湾の約半数は報告者数が5者以下である。

② オンライン(メール)報告

全報告者の報告方法について、アンケート調査を実施。

【現状】平成27年度時点でオンライン(メール)報告を行っている報告者は、全体で30.3%(5,910者中1,788者)、うち甲種港湾40.5%(3,886者中1572者)、うち乙種港湾10.7%(2,024者中216者)。オンライン報告が進まない主な要因は以下のとおり。

【要因】○取扱貨物量が小さい報告者については、記入する調査票の枚数が少なく紙への記入の方が簡易。
 ○高齢者が対応している場合が多いために、却ってオンライン化は負担感が大きい。



港湾調査の「今後の課題」に関する状況②

(2) 関税法に基づく輸出入申告に係る情報のより一層の活用について

【現状】平成29年10月のNACCSシステム更改時に、港湾統計への活用に関する同意書を個別に取得する現行の方法を変更し、同意しない旨の届出をした者を除いた全ての船舶運航事業者等から同意を得たものとして扱うことについて、既に決定されている。

なお、同意に関する変更については、民間法人である輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(NACCSセンター)のNACCSシステムの利用規約において定めることとしている。

(3) 港湾法に基づく入出港届に係る情報のより一層の活用について

調査対象港湾699港を対象にアンケート調査を実施。

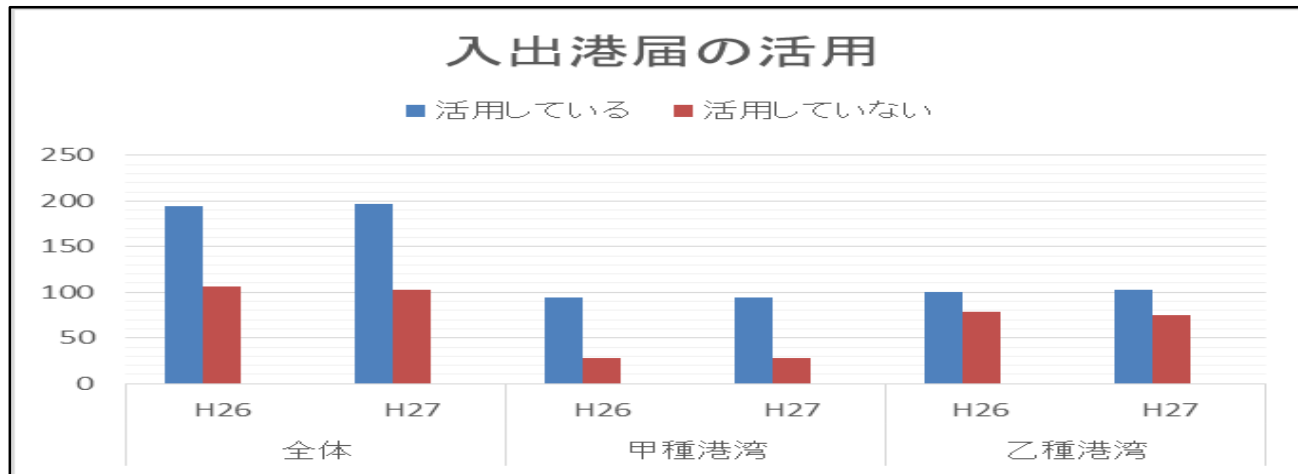
【現状】平成27年度時点で入出港届を活用している港湾は、全体で65.7%(入出港届のある300港中197港)、うち甲種港湾77.0%(122港中94港)、乙種港湾57.9%(178港中103港)。

その他の港湾については、今後も活用できる見込みはないとの回答。主な要因は以下のとおり。

【要因】○港湾調査では5総トン以上の船舶が対象であるが、入出港届は500～700総トン以上(対象は自治体が条例で定

めている)が対象と範囲が限られており、港湾調査の対象となる船舶全ての情報が得られないことから、特に小規模港湾において活用の必要性を感じていないこと。

○都道府県の業務が煩雑になり、集計作業が遅延の原因となる場合がある。



港湾調査の「今後の課題」に関する状況③

(4) 現在、遅れている港湾調査の月報の集計結果の公表時期の早期化目標(2か月後)を、いつ、どのように達成するのか。また、NACCS情報を活用して、外国貿易貨物情報を更に早期に公表することはできないか。

【遅延の理由】

港湾調査においては、入港船舶、海上出入貨物(トン数)及びコンテナ個数(TEU)等の調査事項について、法定受託事務として各港湾管理者が調査事項ごとに報告者を選定して調査を行っているため、調査票の配付・回収や国土交通省へ提出する集計表の作成について一定の時間を要している状況である。

また、港湾調査は全数調査であることから、全ての調査対象港湾から集計表が提出され、国土交通省において全国集計を行い、港湾統計月報(確報値)として公表するまでには、相当の時間を要している状況である。

【港別集計値】

港湾統計の特殊性として、全国集計の結果による確報値の提供に加え、港湾ごとの港勢(港湾施設の利用状況等)を適時的確に提供することにも主眼を置いていることから、公表の早期化を図る手法として、平成23年3月より一定の時点で月報集計表が提出されている港湾のみを集計した「港別集計値」をホームページで公表している。(全ての港湾から集計表が国土交通省に提出された後、港湾統計月報(確報値)を公表。)

なお、平成21年度に港湾調査の見直しを行った際、月報の早期化について審議がなされ、第25回統計委員会(平成21年8月24日開催)において、委員長より「港別集計値」の妥当性について発言されている。

【NACCSデータの活用】

NACCSデータは、一部の港湾において、調査事項の一部に該当する情報の代替として、各港湾管理者が有償で提供を受けて活用しているものであるが、当該データには外国貿易貨物のうち、コンテナ貨物等の一部の限られた情報しか含まれておらず、調査票の外国貿易貨物情報を補完するものとして船社等から提供されるマニフェスト(積荷目録)とともに活用されているものである。

【今後の対応方針】

月報集計表の提出に時間を要している都道府県(港湾管理者)に対し、引き続き早期提出について周知徹底及び督促を行うとともに、月報集計表が提出された港湾分のみを集計した「港別集計値」を平成23年3月から公表しているところ、港別集計値の活用を含めた第一報公表のための方策について、引き続き検討を行っていく。

(5) 現在、港湾統計で、TEU(コンテナの長さ20フィートを1-TEUと標準化して貨物量を表す単位)を使用しているのか。コンテナ以外の貨物にTEUを用いている国はあるのか。港湾統計の単位をTEUに変換する必要性についてどのように考えるか。

港湾統計においては、コンテナ取扱個数についてTEU(Twenty-foot Equivalent Unit)単位での集計・公表を行っており、平成27年の港湾統計年報からは、TEUの換算前の「コンテナ長さ別種別個数表」を追加し、より詳細な情報を公表しているところである。

また、TEUは、コンテナサイズを表す単位の1つであり、他国の港湾等を含め、一般的にコンテナ以外の貨物(ばら積み貨物等)についてTEUへの換算は行われておらず、必要性がないものとする。

(6) 一部の港湾管理者においては、航路別集計をしているが、港湾統計では航路別集計を出す必要性はないのか。

海上出入貨物の集計については、仕向国(輸出)又は仕出国(輸入)等の国別の集計が世界の主要港湾においても一般的であり、航路別情報については、各港湾管理者において調査票に記載された仕向国(輸出)又は仕出国(輸入)及び最終船卸国(輸出)又は最初船積国(輸入)の確認等のため、補足情報として活用されているのみであり、港湾統計(国土交通省)としては、航路別集計のニーズが無いことや網羅的に全ての港湾で集計・公表を行う必要性も乏しいことから、現状においては集計・公表を行っていないところであるが、今後、ニーズや必要性の高まり等に応じて検討していきたいと考えている。

(参考) 港湾調査の調査体系

